

## 羽島市広告付き番号案内表示機器設置事業者募集要項

### 1 募集物件

- (1) 所在地 羽島市竹鼻町55番地
- (2) 設置場所 羽島市役所本庁舎1階
- (3) 開庁日及び時間

平日：午前8時45分から午後4時45分まで

※休日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日または特に定める日）及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く。

休日（月2回、臨時の休日の窓口開庁日）：午前8時45分から午後0時00分まで

※ただし、開庁時間の変更等に伴い、時間を変更できるものとする。

- (4) 設置期間 令和8年11月1日から令和13年10月31日まで
- (5) 使用形態 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく賃貸借とする。
- (6) 掲載広告 羽島市有料広告掲載に関する要綱（平成19年羽島市告示第29号）に適合するものとする。

### 2 応募要件

番号案内設置事業者として応募する者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本告示日から入札までの間において、羽島市契約規則（昭和39年羽島市規則第6号）第21条第2項に基づいて調製した羽島市指名競争入札参加者名簿に登録されていること。
- (3) 本告示日から入札までの間において、羽島市競争入札参加資格停止の措置要領（平成19年9月25日決裁）に基づく資格停止期間がないこと。
- (4) 羽島市暴力団排除条例（平成24年羽島市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者でないこと。

- (5) 法人及び個人ともに国税（法人の場合は「法人税」及び「消費税及地方消費税」、個人の場合は「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」）の滞納がないこと。
- (6) 登録する営業所等の所在地における市区町村民税の滞納がない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条及び会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続き中または更生手続き中でないこと。
- (8) 過去5年以内に、広告付き番号案内表示機器設置事業と同機種のを官公庁に導入した実績を有すること。

### 3 募集条件等

#### (1) 貸付料等

##### ア 賃貸借期間

賃貸借期間は、1(4)設置期間のとおりとする。ただし、市が許可物件を公用または公共の用に供するため必要が生じたとき、当該市有施設を廃止するとき、設置事業者（借受者）がこの要項に定める事項のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他市が必要と認めるときは、賃貸借契約を解除することができるものとする。

##### イ 貸付料

行政財産の目的外使用料に広告料を加算したものを貸付料とし、市が設定する最低貸付料以上で申込みがあったもののうち、最も高い価格で入札した応募者が落札候補者となる。なお、最低貸付料は、非公表とする。

貸付料は、市が発行する納入通知書により、その年度に属する貸付料を市の指定する期限までに全額納入するものとする。設置期間が1年に満たない端数があるときは月割りをもって計算する。

##### ウ 必要経費

事業の実施に係る費用（機器の設置、運営、維持）、修繕、移設及び撤去等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とする。

また、電気料金については、番号案内のうち広報広告表示モニターに係る料金のみ設置事業者の負担とし、市が発行する納入通知書により、市の指定する期限までに全額納入するものとする。

その他、番号案内の運用に係る消耗品の調達、広告映像の制作費、行政情報映像の制作費等についても設置事業者の負担とする。

(2) 設置する機器等の仕様

別添「仕様書」のとおり。

(3) 使用上の制限

ア 番号案内を設置する権利を第三者に譲渡し、または転貸し、担保に供することはできない。

イ 広告主及び掲載する広告の内容については、羽島市有料広告掲載に関する要綱に適合するものとし、あらかじめ市の承認を得ること。

ウ 広告の掲載については、事前に見本を市へ提出し、承認を得ること。

(4) 維持管理等

次のことを遵守すること。なお、市の責めによることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、市は一切の責任を負わないものとする。

ア 番号案内の設置管理、故障時の対応及びその他の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。

イ 番号案内を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで、地震での転倒・落下防止に備え対策を行い安全に設置すること。

ウ 番号案内の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、番号案内に故障時等の連絡先を明記すること。

エ 各機器は、タイマーによる電源の自動投入、自動遮断及び映像の自動再生が可能であるとともに、市職員の手動による電源の投入及び遮断を可能とすること。

(5) 契約の解除

市が、許可物件を公用または公共用に供するため必要が生じたとき、当該市有施設を廃止するとき、設置事業者がこの要項に定める事項のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他市が必要と認めるときは、賃貸借契約を解除することができるものとする。この場合において、市は、番号案内の解約に伴う費用を一切補償しない。

(6) 自己都合による番号案内の撤去

ア 設置事業者は、設置許可の期間が満了する前に自己の都合により番号案内を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の6月前までに市に書面に

より通知しなければならない。この場合において、市は、番号案内の撤去に伴う費用を一切補償しない。

イ 使用期間満了前に自己都合により番号案内を撤去した場合は、同物件にかかる次回の募集手続きに参加できないものとする。

#### (7) 原状回復

設置事業者は、設置期間が満了または契約が解除された場合は、速やかに原状回復しなければならない。

また、設置事業者は、原状回復に際し、一切の補償を市に請求することができないものとする。

### 4 応募申込手続

#### (1) 申込方法及び申込期間等

##### ア 申込先

羽島市役所本庁舎 1 階 市民課

##### イ 申込期間

令和 8 年 4 月 2 2 日（水）から令和 8 年 5 月 1 5 日（金）の午前 8 時 4 5 分から午後 4 時 4 5 分まで（日曜日、土曜日を除く。）

##### ウ 申込方法

持参による。（郵送、電話、ファックス及び電子メールによる申し込みは受け付けない。）

#### (2) 必要書類（各 1 部）

ア 羽島市広告付き番号案内表示機器設置事業者申込書（別記第 1 号様式）

イ 印鑑登録証明書またはその写し（法人の場合、代表者印鑑証明書）（発行後 3 月以内のもの）

ウ 法人の場合は、商業登記の現在事項全部証明書またはその写し、個人の場合は、市区町村長が発行する身分（元）証明書（発行後 3 月以内のもの）またはその写し。

エ 納税証明書またはその写し（発行後 3 月以内のもの）

##### (ア) 国税に係る納税証明書

法人の場合は、「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税

額のない証明書。

個人の場合は、「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について 未納税額のない証明書。

(イ) 市区町村民税完納証明書等事業者（契約締結等の権限を営業所等に委任する場合は、営業所等）の所在地における市区町村民税の完納証明書  
オ 類似業務の実績を示す資料（任意様式）

カ 番号案内機器設置事業企画詳細（案内方法のイメージ図または写真を含む）（任意様式）

キ 事業者の広告掲載方針（任意様式）

ク 誓約書（別記第2号様式）

※ 羽島市競争入札参加資格者名簿への登録をしている事業者については、イからエの提出書類を省くことができる。

### (3) 応募に関する留意事項

ア 提出された書類の修正または変更は認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 応募に関して必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

## 5 質問書及び回答について

### (1) 受付期間

令和8年4月22日（水）から令和8年4月30日（木）の午前8時45分から午後4時45分まで

### (2) 提出方法

質問書（別記第3号様式）を担当部署に持参するか、ファックスまたは電子メールでの送付とする。ただし、ファックスまたは電子メールでの送付の場合は送信後、羽島市役所市民部市民課まで電話で受信確認をすること。

提出先：〒501-6292

羽島市竹鼻町55番地 羽島市役所市民部市民課

電話：058-392-1111（代表）

FAX：058-394-0002

E-mail：shimin@city.hashima.lg.jp

### (3) 質問への回答

市ホームページにおいて令和8年5月7日（木）に回答を公表する。

URL:<https://cms2.city.hashima.lg.jp/6801.html>

## 6 入札

(1) 日時 令和8年5月21日（木） 午後3時00分

(2) 場所 羽島市役所本庁舎 2階 201会議室

(3) 入札書（別記第4号様式）

※ 設置期間中（5年間）の貸付料の総額（消費税及び地方消費税を除く）を記入のこと。

※ 封筒に入れ封緘及び割印し、表面に「番号案内」及び申込者の所在地（住所）及び商号（名称）、代表者氏名を表示すること。

(4) 委任する場合は、入札時に委任状（任意様式）を提出すること。

## 7 設置事業者の資格要件の審査・決定

(1) 入札後、市が設定する最低貸付料以上で、かつ最高価格の応募者を落札候補者とする。ただし、同額となった場合は、くじにより落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者に対し、参加資格要件の書類審査を行ったうえ、設置事業者として決定する。

(3) 落札候補者に応募参加資格がないと認めた場合は、当該落札候補者に次ぐ提案金額で有効な応募を行った者を新たな落札候補者とする。

(4) 設置事業者を決定したときは、市ホームページにおいて結果を公表する。

(5) 設置事業者は、決定後速やかに契約を締結すること。

(6) 契約は、申込者名義で行うこと。

(7) 契約の締結及び履行に関する費用は、すべて設置事業者の負担とする。

## 8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

(1) 正当な理由がなく指定する期日までに契約の手続きをしなかった場合

(2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合

## 9 募集に関する問い合わせ先

羽島市役所市民部市民課

〒501-6292 羽島市竹鼻町55番地

電話：058-392-1111（代表）

FAX：058-394-0002

E-mail：shimin@city.hashima.lg.jp URL：<https://www.city.hashima.lg.jp/>